令和2年度 釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金交付事務の手引きに定めがあるもののほか、この要綱に定める。

(目的)

第2条 本補助金は、不特定多数の来客があり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止への対策が求められる飲食店・宿泊施設において、事業者が取り組む感染防止対策に要する経費の一部を補助することにより、本市における感染抑制及び事業活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる営業所又は施設(本市内に所在するもので、現に営業を行っているもの。以下「営業所」又は「施設」という。)を営む法人又は個人事業主、又は市長が適当と認める者とする。
 - (1) 飲食店

食品衛生法第52条の規定により北海道知事の許可を受けた営業所で、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させるもの

(2) 宿泊施設A

旅館業法第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けた施設(同法第2条第4項の下宿営業を除く。以下同じ。)で、宴会場等複数人が同時に飲食を行う室を有するもの

(3) 宿泊施設B

旅館業法第3条第1項の規定により北海道知事の許可を受けた施設で前号に該当しないもの、 又は住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により北海道知事へ届出を行った施設

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。
 - (1) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正又は 再生手続きを行っている者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規 定する店舗型性風俗特殊営業を営む者
 - (4) 申請する事業について、この要綱に基づく補助金の他、併給禁止の条件のある他の補助金を受ける者
 - (5) 前各号に掲げる他、市長が不適当と認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、営業所又は施設における感染防止対策として、2020年(令和2年)4月1日から2021年(令和3年)2月15日までに実施した事業で、第2条に掲げる目的に則したものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費は、前条の事業に要するものであって、次の各号に掲げる経費とする(通常の事業活動のための設備投資の費用、更新物品の購入費は除く)。ただし、第2号及び第3号の費用については、第1号と併せて実施する場合のみ対象とし、その合計額が第1号の費用の合計額を

超える場合は、第1号の費用の合計額までを補助対象経費とする。

(1) 飛沫対策費用

飛沫対策のためのアクリル板やビニールシート等の購入に要する経費

(2) フェイスシールド等購入費用

従業員の飛沫感染防止対策に要するフェイスシールド等(使い捨ての製品を除く)の購入に要する経費

- (3) 非接触型体温計等購入費用
 - 従業員又は来店者の健康状態の把握を目的とした非接触型体温計等の購入に要する経費
- 2 補助金の額は、補助対象経費に、別表に掲げる補助率を乗じて得た額であって、各区分に応じて、同表に定める額(一の補助事業者が第3条第1項第1号に掲げる営業所を複数営む場合については、当該額に2を乗じて得た額)を上限とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に対し、2021年(令和3年)2月15日までに、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、申請するものとする。
- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定及び補助金額の確定)

- 第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたとき は速やかに交付決定及び額の確定を行い、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付 決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前号の審査に当たり、申請者に対し、申請内容の確認に要する報告を求め、又は現地を 調査することができる。
- 3 補助事業者は、額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税 等仕入控除税額が確定した場合には、様式第3号によりその金額(交付申請において、前条第2項 の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに市長 に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であって も、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに市長に報告するとと もに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還し なければならない。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 申請者は、前条第1項の交付決定及び額の確定を受けた後、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付請求書(様式第4号)により、補助金を請求するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、釧路市飲食店・宿泊施設感

染防止対策支援補助金交付決定及び額の確定の通知を受けた日から7日以内に、釧路市飲食店・ 宿泊施設感染防止対策支援補助金交付申請取下書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの(以下「処分制限財産」という。) について台帳(様式第6号)を作成し、保管状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまでの期間において、本補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金取得財産の処分承認申請書(様式第7号)により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿及び書類の備付け等)

- 第11条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ 以外の経費を区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌 年度から5年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間並びに前項に定める期間において、市長が必要と認めたときは、書類の全部又は一部の写しを提出し、事業実施の効果について報告するとともに、現地調査に応じなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、第7条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 補助事業者は、前項による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の 日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を 市に納付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、2020年(令和2年)7月28日から施行する。

附則

この要綱は、2020年(令和2年)10月20日から施行する。

附則

この要綱は、2020年(令和2年)12月11日から施行する。

別表

区分	補助率	補助上限額
飲食店(第3条第1項第1号)		200千円
宿泊施設A(第3条第1項第2号)	10分の9以内	600千円
宿泊施設B(第3条第1項第3号)		400千円

様式第1号(第6条第1項関係)

釧路市飲食店·宿泊施設感染防止対策支援補助金 交付申請書

年 月 日

釧路市長 〇〇 〇〇 様

申請者 郵便番号・住所 名 称 代表者職氏名

印

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金の交付について、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、申請します。

<u> </u>								
WANGE TO D. D.	名称							
営業所又は	住所							
施設の概要	区分	□飲食店	□宿泊施設	A □宿泊施設B				
*	従業員	00 人	席数	(○ 席				
事業実施期間	年 月	日~ 年 月	 					
事業の概要								
	金〇〇円(うち	→補助対象経費 金○○	円)					
	【内訳】			(単位:円)				
		科目	金額	摘要				
	 飛沫対策費用							
	派体对來負用							
事業費	フェイスシーノ	レド						
	等購入費用							
	非接触型体温語	+						
	等購入費用							
	合計							
	※必要に応じて、行の追加又は別紙で事業費明細(様式任意)を添付してください。							
補助金申請額	金〇〇円							
	□ 誓約書(別海	纸 1)						
	□ 納税対応状況申出書(別紙2)							
	□ 補助対象経費に係る証拠書類の写し							
 添付書類	(領収書又は振込受付書(購入したものの内容・内訳がわかる明細等も添付))							
	□ 購入した備品の設置・使用状況のわかる写真、店舗外観写真(店舗名が入ったもの)							
(□(□ ✔ を記載)	□ 現に営業を行っていることがわかる書類(直近の税務申告書(税務署受付印のある							
	「別表一」)又は確定申告書(税務署受	受付印のある「	第一表」)の写し等)				
	□ 営業許可証	等の写し						
	□ その他参考	となる資料						
担当者	担当者氏名		住所					
連絡先	TEL		E-mail					

※感染防止対策を実施する営業所又は施設が複数ある場合は、行を追加して記載してください。

誓約書

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

申請者 郵便番号・住所 名 称 代表者職氏名

印

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金の申請に当たり、下記のとおり誓約いたします。 本誓約に反する事実が明らかになった場合は、補助金交付決定の取り消しを受け、交付された補助金の全額を速やかに釧路市に返還し、釧路市の指示に従うことについて、異存ありません。

記

- 1 釧路市に提出した申請書及び添付書類の記載内容について、事実に相違ありません。
- 2 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33条)第2条第1号に規定する暴力団、同条 第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではありません。
- 3 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更正又 は再生手続きを行っている者ではありません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に 規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者ではありません。
- 5 申請する事業について、本補助金の他に、併給禁止の条件のある他の補助金を受ける者ではありません。
- 6 釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金で取得した物品等については、補助金の目 的外では使用しません。
- 7 釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱及び、本誓約に反する事実が明らかになった場合は、釧路市の指示に従い、補助金交付決定の取り消しを受け、交付された補助金を速やかに釧路市に返還することについて同意します。
- 8 市長が必要と認めた場合は、申請書及び添付書類の内容の確認に必要な書類を提出すること及び現地確認を行うことについて同意します。

以上

納税対応状況申出書

年 月 日

釧路市長 〇〇 〇〇 様

申請者 名 称 代表者職氏名

印

	納税対応(予定)						
1	1 免税事業者						
2	簡	易課税制	度適用者	2			
3	— ∱	投事業者	<u>.</u>				
		(1) 課	税売上高	が 5 億円以下かつ課税売上割合が95%以	Ŀ		
(2) 課税売上高が 5 億円超か課税売上割合が95%未満							
	ア 一括比例配分方式						
イ 個別対応方式							
	(ア) 課税売上対応						
	(イ) 共通売上対応						
(ウ) 非課税売上対応							
4	超える 4 公共法人等で特定収入割合が5%を 						
4	公>	兴 佐八寺	・いか足り	八部百개 3 % を	以下		

- 注1 この様式は、補助金交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3のうち(2)のイの(ウ)に○印を付けた者、及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出すること。
 - 2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。
 - 3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

年 月 日

釧〇〇指令第 号

住所

名称

代表者職氏名

様

釧路市長 〇〇 〇〇

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金 交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった感染防止対策事業に対する補助金については、下記のとおり交付を決定するとともに、同額を補助金の額として確定します。

記

1 補助金額 金〇〇円

- 2 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助事業に関して、不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 3 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類について、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 4 当該補助事業に関しては、上記に定めるほか、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金 交付要綱の規定に従う。

2020年度(令和2年度)消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日

釧路市長 〇〇 〇〇 様

住 所名 称代表者職氏名

囙

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱第7条第3項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(市長が交付決定書により通知した額) 金〇〇円
- 2 補助金確定時における消費税等仕入控除額 金〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 金○○円
- 4 要補助金返還相当額(3-2) 金○○円
- (注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - (2) 消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - (3) 3の金額の内訳を記載した書面(様式第3号別紙)
 - (4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を次に記載 (
- (注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を次に記載 ()
- (注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 - (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業主の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - (2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
 - (3) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料

様式第3号(第7条第3項関係)別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者 ○○○

課税売上割合95%以上 個別対応方式	一括比例配分方式	
--------------------	----------	--

課税売上割合	%
--------	---

①の内訳		内訳	②のうち	③の内訳					補助金に	
区分	補助対象 経費 ①	課税対象②	非課税	消費税等 相当額 ③	課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上 対応	仕入控除 税額 ⑥	補助率等 ⑧	係る消費 税等仕入 控除税額 ⑦×⑧
	円	円	円	円	円	円	円	円	%	円

- 1 「③の内訳」欄については、課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること
- 2 「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
 - (1) 課税売上割合が95%以上の事業者の場合 ③=⑥
 - (2) 課税売上割合が95%未満の事業者で個別対応方式を採用している場合 ④+(⑤×課税売上割合)
 - (3) 課税売上割合が95%未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合
 - ③×課税売上割合

釧路市飲食店·宿泊施設感染防止対策支援補助金 交付請求書

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所名 称代表者職氏名

囙

年 月 日付け釧○○指令第 号で通知のあった釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策 支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金〇〇円
- 2 請 求 額 金〇〇円

	金融機関名	
	(支店等含む)	
	口座種別	
	(当座・普通)	
振込先	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

※上記口座の通帳の写しを添付してください。

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所名 称代表者職氏名

印

釧路市飲食店·宿泊施設感染防止対策支援補助金交付申請取下書

年 月 日付けで交付決定通知のあった※釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金の交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、届け出ます。

記

取下理由

※ 交付決定通知前にあっては、「 年 月 日付けで提出した」と記載する。

取得財産等管理台帳

住 所名 称代表者職氏名

(単位:円)

区分財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得 年月日	保管場所	耐用 年数	備考

- (注) 1 対象となる取得財産は、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱第10条第2項に 規定する処分制限財産とする。
 - 2 耐用年数欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用 年数を記載すること。
 - 3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

釧路市長 ○○ ○○ 様

住 所名 称代表者職氏名

印

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金取得財産の処分承認申請書

釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、釧路市飲食店・宿泊施設感染防止対策支援補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 財産の名称
- 2 取得年月日
- 3 取得価格
- 4 時価
- 5 処分の方法
- 6 処分の理由